

令和8年4月1日から
自転車の一定の交通違反に
交通反則通告制度（青切符）導入！

お
お
し
ま



併進禁止!!

携帯電話禁止!!



- 令和8年4月1日から
- 対象行為は113種類
- 対象車両は自転車
- 対象年齢は16歳以上

反則金額は
原付バイクと同等

※最高額12,000円

自転車の交通事故を防ぐため、交通事故につながる危険な運転行為などの悪質・危険な交通違反に交通反則通告制度（青切符）が導入され、検挙後の手続きが変わります。
※ 酒気帯び運転等の重大な違反については、従来どおり、刑事事件の対象。

宗像警察署
大島駐在所
TEL 72-2110



青切符により検挙される違反例 ※これらの違反は一例です。

信号無視



指定場所一時不停止



通行区分違反
（歩道通行）



携帯電話使用等
（保持）



並進



遮断踏切立入り



★ 交通反則通告制度（青切符）や導入後の流れなどの詳細は、
福岡県警察 HP または右の二次元バーコードをチェック▶▶▶



駐在所（竹房）からの一言

令和8年4月1日から悪質・危険な自転車の交通違反に対する交通反則通告制度が導入されます。島民で自転車を利用している人は多くはありませんが、大島も当然例外ではありません。まずは、島民が観光客（レンタサイクル利用者）の模範となり、交通ルールを遵守し、交通事故ゼロを目指すと共に、自転車による危険な運転ができない環境を作りましょう!!